

高額介護合算療養費・医療費通知のお知らせ

▶ 問い合わせ 国民健康保険グループ (☎011-21371)
 年金・長寿医療グループ (☎011-2137)
 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)

高額介護合算療養費について (医療と介護の両方を利用している世帯の方へ)

医療 (国民健康保険または後期高齢者医療制度) と介護 (介護保険) のどちらともサービスを利用して自己負担している世帯で、一年間 (8月～翌年7月) に支払った合計額が自己負担限度額を超えた場合、申請することにより、その超えた額が支給されます。

注意点

- 70歳未満の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額等から33万円を差し引いた金額を世帯で合算したものです。
- 70歳以上の課税所得とは、住民税における課税所得です。

○一年間の自己負担限度額 (平成30年8月～平成31年7月)

年齢	所得区分	自己負担限度額
70歳未満	所得901万円超	212万円
	所得600万円超901万円以下	141万円
	所得210万円超600万円以下	67万円
	所得210万円以下	60万円
	住民税非課税世帯	34万円
70歳以上	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
	課税所得145万円未満	56万円
	住民税非課税世帯 (区分Ⅱ)	31万円
住民税非課税世帯 (区分Ⅰ)	19万円	

医療費通知について (国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者へ)

登別市と北海道後期高齢者医療広域連合は、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が医療機関などで受診した場合、『医療費通知』を送付しています。

国民健康保険

- ▶ 発送時期 1月 (奇数月ごと)
- ▶ 対象診療月 9・10月診療分

後期高齢者医療制度

- ▶ 発送時期 3月上旬 (半年ごと)
- ▶ 対象診療月 7月～12月診療分

注意点

- 医療費通知は、受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。
- 診療日数などが正しいか確認してください。
- 平成30年8月診療分以降の自己負担限度額欄については、医療費助成制度適用後の金額が記載されています。

法律相談いたします

**初回相談無料！
お気軽にご相談を！**

不動産の相続登記・名義変更手続
 会社の設立・役員変更登記・定款作成
 過払金返還請求・債務整理・破産手続

まずはお電話! TEL0143-81-2000
 HP: <http://www.kurosaki-office.com>

黒崎司法書士事務所

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く

不動産査定・相談

無料です

情熱 情熱をもって 環境 地球全体を視野に入れて 誠実 誠実に

TEL 0143-85-5573 TEL 0143-82-5139

有限会社 山地不動産企画 常口アトムFC登別室蘭店
 YAMAJI 登別市中央町5丁目11-1 JOG 不動産売買仲介営業部
 北海道知事免許 厚振 (8) 第690号 北海道宅地建物取引業協会会員 北海道不動産公正取引協議会加盟
 登別市若草町3丁目31-1